

平成29年第5回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成29年11月21日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第11号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
日程第5 議案第42号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第43号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第44号 市道路線の認定について
日程第8 議案第45号 岐阜州市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第9 議案第46号 平成29年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
日程第10 議案第47号 平成29年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第11 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森寛
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	青木幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛

教育委員会
事務局 局長 溝口 信司

会計管理者兼
会計課 課長 小野島 広人

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 坪内 重正

議会書記 杉山 昭彦

議会書記 大久保 守康

開会の宣告

○議長（鰐本規之君）

それでは、ただいまから平成29年第5回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号3番 高田浩視君と4番 寺町茂君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鰐本規之君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの24日間とし、11月22日から23日、11月25日から12月3日、6日から13日までを休会にしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど述べましたとおりにすることに決定をいたします。

日程第3 諸般の報告

○議長（鰐本規之君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告いたします。

それでは、出席しました会議等につきまして報告させていただきます。

10月11日、会期を1日として、平成29年第2回岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会が岐阜市役所において開催されました。

提出された議案は、平成28年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計歳入歳出決算認定についての1件であり、監査委員の審査意見を受けた後に審議を行いました。審議の結果、原案のとおり認定されました。

また、専決処分に係る報告が1件ありました。その内容は、交通事故発生に伴う和解及び損害賠

償の額を専決処分したことによる報告でありました。

次に、11月13日、会期を1日とし、平成29年第3回本巣消防事務組合議会定例会が事務組合会議室において開催され、総務企画委員長とともに出席をいたしました。

提出された議案は、規約の変更が1件、岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岐阜県市町村職員退職手当組規約の変更についてでありました。

売買契約の締結では、本巣消防事務組合各庁舎備品の売買契約の締結についてと緊急用資材売買契約の締結についての2件でありました。

ほかに、平成29年度本巣消防事務組合一般会計補正予算（第2号）を定めるについて及び平成28年度本巣消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてが提出されました。提出された案件は5件であり、審議の結果、原案のとおり可決並びに認定されました。

以上、報告させていただきます。

なお、会議等の資料は配付のとおりであります。また、全資料は議会事務局に保管してありますので、ごらんになりたい方は申し出てください。

以上、議長報告といたします。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長にお願いいたします。

議会だより編集特別委員会委員長 臼井悦子議員。

○議会だより編集特別委員会委員長（臼井悦子君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第56号につきましては、11月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、8月、9月に開かれました第3回定例会と10月10日に開かれました第4回臨時会が主なものとなっております。表紙には、今任期に就任した全議員の集合写真を掲載しました。2ページからは、正・副議長挨拶、新しい議会構成、新議員の紹介、第3回定例会で議決された議案、代表質問、一般質問、議員活動日誌、委員会報告、第3回定例会と第4回臨時会における審議結果及び各議員の表決の順に掲載し、最終ページには議員活動報告として、長野県小諸市、富山県南砺市と静岡県浜松市、藤枝市への先進地視察の記事を掲載しました。

今回は、平成29年10月16日に委員会を開催し、前議会だより編集特別委員会より引き継いだ事項をもとに編集し、発行したところでございます。

次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、平成30年2月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（鰐本規之君）

次に、もつと広域連合議会の報告をお願いいたします。

16番 大西徳三郎議員。

○16番（大西徳三郎君）

それでは、もとす広域連合議会報告をさせていただきます。

平成29年第3回もとす広域連合議会定例会が、会期を10月20日から11月1日までの13日間とし、本巢市役所真正分庁舎3階議場において開催されました。

今定例会では、本巢市議会議員任期満了及び北方町議会選出議員の辞職に伴う選出議員に異動がありましたので、関係する各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任が行われました。

定例会に提出された議案は、人事案件2件、条例の一部改正3件、平成28年度決算認定3件、平成29年度補正予算3件の計11件でした。

人事案件については、もとす広域連合監査委員の選任について及びもとす広域連合公平委員会委員の選任についてであり、審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、条例の一部改正については、もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、もとす広域連合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について及びもとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであり、3議案とも総務介護常任委員会に付託され審査された後、本会議において審議された結果、原案のとおり可決されました。

次に、平成28年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の決算認定3件については、それぞれ所管常任委員会において協議並びに審査され、地域密着型介護サービス等の給付ニーズにおける傾向及び市町が取り組むべき方向性について、介護保険料の徴収率の低下の要因について、包括的支援事業の使い道について、幼児療育センター利用児童の親の状況及び親自身の認識について、親の発達障がいに対する幼児療育センターの指導内容について。幼児療育センターの職員の配置について、老人福祉施設における日々雇用職員の減少によるサービスの低下及び職員の負担増について、地域支援事業における瑞穂市及び北方町から受託の必要性について、老人福祉施設経営改善計画に対する進捗状況について等の質疑があり、審議された後、その結果を受け、3議案とも本会議において審議され、原案のとおり認定されました。

次に、平成29年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の補正予算3件については、それぞれ所管する常任委員会において協議並びに審査され、療育医療施設における旅費及び消耗品の補正理由について、幼児療育センター及び衛生施設における時間外勤務の実態について、老人福祉施設の養護老人ホーム用地の借地分の今後の取得見通しについて、老人福祉施設における職員採用及び退職者の現状について及び職員の採用において、これまで以上の取り組みにより新卒者の開拓、人材の確保を行っていただきたいとの質疑と要望があり、協議並びに審査された後、その結果を受け、3議案とも本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

以上、もとす広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、会議等の資料等をごらんになりたい方は、議会事務局に保管してありますので申し出ていただきたいと思います。以上です。

○議長（鐔本規之君）

次に、市長から行政報告をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、私から行政報告を申し上げます。

初めに、東海環状自動車道西回りルート of 整備状況につきまして御報告を申し上げます。

本道路につきましては、国土交通省におきまして着々と整備を進めていただいております。10月22日には養老ジャンクションから養老インターチェンジ間が開通したところでございます。平成29年10月末での本巢市内の用地取得状況は、完了地権者数の割合では95.3%、取得面積では97.5%となっております。工事の状況につきましては、（仮称）糸貫インターチェンジ付近で橋台2基と橋脚2基の整備が進められているところでございます。

また、早期整備を促進するため、本巢・瑞穂・大野・神戸・東海環状自動車道建設促進協議会を初めとする各建設促進団体の各市町長等と一緒に、6月12日、7月25日、8月2日、10月31日及び11月8日に岐阜県選出国會議員、自民党本部、国土交通省及び財務省などに、必要な予算の確保と早期整備の要望を行ってまいりました。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き市として用地取得などへの協力体制を整え、整備促進に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、今年度の市の表彰につきまして御報告を申し上げます。

市の表彰は、市政の振興に寄与され多大な御貢献をされた方々を対象に、功労者表彰、善行者表彰、特別表彰として毎年度表彰させていただいております。

今年度の表彰は、去る11月6日に贈呈式を挙行し、地方自治功労3名、社会福祉功労5名、農林業功労1名の、合わせて9名の功労者表彰と多額の御寄附をいただきました方の善行者表彰、また、さきにマルタ共和国で行われた世界柔道形選手権大会や埼玉県で行われた全国中学生空手道選抜大会、全日本ドッジボール選手権全国大会におきまして、すばらしい成績をおさめられました2名と1団体の方に特別表彰を行ったところでございます。

今後とも市民協働を推進するため、市民活動を実践しておられる個人・団体等に対しまして支援してまいりたいと考えております。

次に、平成29年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が8月25日に開催されましたので、その概要について御報告を申し上げます。

初めに議長の選挙が行われ、選挙の結果、議長には岐阜市議会議長の須田眞氏が選任されました。

提出されました案件は、平成29年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、それから岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、また岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、また平成28年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての4件でございます。

まず、平成29年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に

つきましては、平成28年度の療養給付費市町村負担金等の精算に伴う償還金の45億5,309万8,000円の補正を行うものでございまして、この補正予算につきましては、原案のとおり承認をされました。

次に、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため制定するもので、これにつきましても原案のとおり承認をされました。

次に、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため制定するもので、これにつきましても原案のとおり承認をされました。

次に、平成28年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、一般会計が歳入総額2億5,581万7,821円、歳出総額2億2,430万2,850円、特別会計が歳入総額2,441億1,394万4,728円、歳出総額2,339億6,262万1,037円でございまして、平成27年度の決算額と比較しますと、歳出ベースで0.2%の増となっております。

また、監査委員からの監査報告が行われた後、こちらも原案の報告どおり認定をされましたので、御報告を申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第11号（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第4、報告第11号を議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、報告第11号につきまして提案説明を申し上げます。

専決処分報告についてでございます。公用車の事故に係る損害賠償の内容でございます。

平成29年1月27日に本築市十四条地内において発生いたしました公用車の事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年11月9日に損害賠償金を45万4,048円と決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告させていただくものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

詳細につきましては、後ほど総務部長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

補足説明を担当部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、報告第11号の補足説明をさせていただきます。

議案の2ページをお開きください。

最初に、事故の概要を説明させていただきます。

本年1月27日午後3時ごろ、福祉敬愛課職員が公用車を運転し、本巢市十四条519番地先の市道真正3014号線の交差点、これは岐阜関ヶ原線沿いのJ Aと岐阜日野自動車がございますが、その中間点あたりを南へ2本ほど下がりました路線の交差点でございますが、その路線を西から東へ直進した際に、左方から南進してきました相手方車両と衝突したものでございます。

次に、相手方でございますが、所有者は瑞穂市重里の高橋豊氏でございますが、運転者は岐阜市八代に在住の久世佳代氏でございます。

次に、和解の内容でございますが、損害賠償額を45万4,048円を支払い、双方その他の債権債務がないことを確認するものでございます。

賠償金につきましては、先ほど市長が申しましたとおり全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

なお、過失の割合につきましては、市が70%、相手方が30%でございます。

なお、事故発生から9カ月が経過しておりますが、これは相手方との和解に期間を要しております。本年10月25日に和解が調ったことによりまして専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、報告第11号の補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

報告第11号は以上で終わります。

日程第5 議案第42号及び日程第6 議案第43号（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第5、議案第42号と日程第6、議案第43号を一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、議案第42号と43号の提案説明を申し上げたいと思います。

まず、議案第42号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の公布に伴い、本巢市税条例の一部を改

正する必要があるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第43号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正に伴い、職員の育児休業等に係る制度の整備を行うため、この条例を定めるものでございます。

以上、詳細につきましては、議案第42号は総務部長から、議案第43号は企画部長から、それぞれ御説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鐔本規之君）

議案第42号の補足説明を担当部長に求めます。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第42号 本巢市税条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案の概要の1ページをお開きください。

初めに改正の趣旨でございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、本市の税条例の一部を改正するものでございます。

次に改正内容でございますが、控除対象配偶者を定義しております所得税法等の一部を改正する等の法律の改正によりまして、この中で配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しがなされたところでございます。この見直しによりまして、現行の控除対象配偶者が控除対象配偶者、同一生計配偶者、源泉控除対象配偶者の3つに区分されたところでございます。これに伴いまして、地方税法附則第3条の3中の「控除対象配偶者」が「同一生計配偶者」に改正され、この条文を引用する本市の税条例附則第5条、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等でございますが、この第1項中「控除対象配偶者」を同様に「同一生計配偶者」に改めるものでございます。

次に適用関係でございますが、施行期日につきましては平成31年1月1日でございます。

なお、経過措置といたしまして、改正後の本巢市税条例における個人の市民税に関する部分につきましては、平成31年度以降の年度分に適用し、平成30年度分につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第42号の補足説明とさせていただきます。

○議長（鐔本規之君）

議案第43号の補足説明を担当部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、議案第43号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案の概要の3ページをごらんいただきたいと思います。

まず改正の趣旨でございますが、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正に伴いまして、職員の育児休業の取得要件を緩和するものでございます。

次に改正の内容でございますが、まず(1)の第2条第3号関係では、非常勤職員の育児休業を取得する要件といたしまして、これまでの当該職員の子が2歳に達する日まで在職することが見込まれるものであった者を、子が1歳6カ月に達する日までに短縮するものでございます。

次に(2)の養育の事情を考慮し、育児休業をすることが特に必要と認められる場合といたしまして、新たに第2条の4として規定するものでございまして、非常勤職員またはその配偶者が当該子の1歳6カ月到達日において育児休業等をしている場合で、育児休業することが継続的な勤務のために必要と認められる場合において、2歳に達する日まで育児休業をすることができるものとするものでございます。

(3)の職員の当該子に係る育児休業を既に取得した場合において、育児休業が承認される特別な事情として次の4項目を追加するものでございますが、まず第3条第6号で、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを新たに規定するものでございます。

第3条第7号では、養育の事情を考慮し、育児休業をすることが特に必要と認められる場合として、先ほど御説明をいたしました第2条の4の規定に該当することを新たに規定するものでございます。

次に、第4条では、育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情といたしまして、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを新たに規定するものでございます。

最後に、11条におきまして、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別な事情といたしまして、先ほどと同様、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを新たに規定するものでございます。

3の適用関係といたしまして、この条例の施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第7 議案第44号（上程・説明）

○議長（鐺本規之君）

日程第7、議案第44号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、議案第44号の提案説明を申し上げます。

市道路線の認定についてでございます。

土地開発事業により設置されました道路につきまして、市道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鰐本規之君）

議案第44号の補足説明を担当部長に求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、議案第44号 市道路線の認定について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要12ページをお願いいたします。

認定路線の位置図でございますが、認定をお願いする路線は、真正宗慶地内で行われた土地開発事業により設置された道路でございます。

続きまして13ページをお願いいたします。

起点は、真正宗慶地内字村中66番1地先から終点、宗慶字村中66番3地先までを市道真正3419号線として認定をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。

日程第8 議案第45号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第8、議案第45号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、議案第45号の提案説明を申し上げます。

岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の変更についてでございます。

昭和52年10月1日以降に行いました同規約変更に係る手続において、岐阜県知事許可から総務大臣許可に改めること及び平成30年3月31日解散予定の本巢消防事務組合が同組合から脱退すること並びに字句等の整理を行うため、同規約の一部を変更するものでございます。

詳細につきましては、企画部長から後ほど御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鰐本規之君）

議案第45号の補足説明を担当部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、議案第45号 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の変更につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案の概要の14ページをお開きいただきたいと思います。

まず改正の趣旨でございますが、この岐阜県市町村職員退職手当組合につきましては、昭和36年10月1日に6つの市、93の町村、11の一部事務組合をもって組織する特別地方公共団体として設立をされ、平成29年3月31日時点におきまして、本市を含みます15の市、21の町村、27の一部事務組合と3つの広域連合の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理しているところでございます。

このたび岐阜県市町村職員退職手当組合におきまして、組合の構成団体の一つでありました可茂広域行政事務組合が平成29年3月末日をもって解散したことに伴う規約の変更を行うに当たり、総務省から、退職手当組合を構成する団体のうちに岐阜県が加入する一部事務組合、これは岐阜県地方競馬組合でございますが、そうした岐阜県が加入する組合がこの退職手当組合に構成する団体の一つでありますことから、地方自治法の規定により、規約変更の許可権者は岐阜県知事ではなく総務大臣である旨の指摘を受けたところでございます。

また、こうした岐阜県が加入する一部事務組合が退職手当組合の構成団体となる規約の変更を行いました昭和52年10月1日以降の岐阜県知事による許可は、いずれも無効であり、現時点からの規約の変更は国として許可することはできないとされ、改めて総務大臣の許可を得るために、無効とされる昭和52年10月1日以降の34回にわたる規約の変更につき、順を追って規約変更の許可申請を行うこととし、あわせて可茂広域行政事務組合及び平成30年3月31日解散予定であります本巢消防事務組合がこの退職手当組合から脱退することなど、規約の変更等について協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に改正の内容でございますが、まず第1条から第48条につきましては、過去にさかのぼって適用を求めるものでございまして、過去に本市または合併以前の本巢町、真正町、糸貫町及び根尾村において議決済みの内容でございまして、改めて総務大臣の許可を求めるための事務手続として行うものでございます。

第49条の改正につきましては、可茂広域行政事務組合が平成29年3月31日をもって解散したことに伴い、同日をもって退職手当組合からの脱退を規定するものでございます。

15ページをごらんください。

第50条の改正につきましては、組合議員の選挙、組合の執行機関の組織及びその補助機関等を定めた規定を法令等に倣い、また実態等を踏まえ、文言の整理を行うものでございます。

また、別表関係といたしまして、本巢消防事務組合が平成30年3月31日をもって解散することに伴い、同日をもちましての退職手当組合からの脱退を規定するものでございます。

3の施行期日につきましては、総務大臣の許可のあった日から施行することとし、第49条までの改正規定につきましては、それぞれ遡及して適用し、第50条につきましては、平成30年4月1日か

ら施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第9 議案第46号及び日程第10 議案第47号について（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第9、議案第46号と日程第10、議案第47号を一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、議案第46号と47号につきまして提案説明を申し上げます。

まず、議案第46号 平成29年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,066万3,000円を追加するものでございます。

主な内容といたしましては、障害児通所給付費の増額、マイナンバー制度に伴うシステム改修費の増額、鳥獣被害対策費の増額などでございます。

次に、議案第47号 平成29年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

資本的支出の総額に162万5,000円を追加するものでございます。

主なものといたしましては、企業債償還金の増額等でございます。

詳細につきましては、後ほど議案第46号につきましては副市長から、議案第47号につきましては上下水道部長から、それぞれ御説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

議案第46号の補足説明を石川副市長に求めます。

石川副市長。

○副市長（石川博紀君）

それでは、議案第46号 平成29年度本巢市一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算書のほか、議案の概要の27ページの次でございます12月補正予算（案）の概要も、また後ほど参照していただければというふうに思います。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,066万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億8,868万6,000円とするものでございます。

少し飛びまして4ページをお開き願いたいと思います。

第2表 債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

市内幼稚園につきましては、保育士及び幼稚園教諭の人材確保に努めておるところでございますが、正規職員また臨時職員の雇用が大変困難な状況の中、人材派遣事業者との派遣委託契約による臨時保育士等を確保し、幼稚園運営を行っているところでございます。

今回の補正による債務負担行為の追加につきましては、平成30年4月からの人材派遣による保育士等を確保することを目的として、本年12月以降に人材派遣事業者と派遣委託契約を締結するため、平成30年度保育士等派遣事業として限度額8,200万円の債務負担をお願いするものでございます。

次に5ページでございますが、第3表 地方債の補正をお願いするものでございます。

合併特例債につきまして、旧本巢、旧本巢西保育園跡地を公園として整備するための実施設計費に合併特例債を充当するため補正前限度額4億9,250万円に460万円を増額いたしまして、補正後限度額4億9,710万円とするものでございまして、証書借り入れの方法で利率を3%以内とするものでございます。

次に8ページをお出し願いたいと思います。

歳入の事項別明細書でございます。

まず上段の国庫負担金でございますが、1目民生費国庫負担金、補正額1,222万2,000円につきましては、障がい者の方の車椅子など補装具給付申請の増に伴い、障害者自立支援給付費負担金の増額及び放課後デイサービス施設の利用者の増に伴う障害児施設給付費等負担金の増額をお願いするものでございまして、国の負担率につきましては、いずれも2分の1でございます。

次に、中段の国庫補助金でございますが、1目総務費国庫補助金、補正額398万5,000円につきましては、マイナンバーカードの記載事項追加に伴う総合行政情報システムの改修に係るものでござ

いまして、補助率10分の10でございます。

また、2目民生費国庫補助金、補正額374万5,000円につきましては、マイナンバー制度の改正等に伴う国保や介護保険などのシステム改修費、補助率3分の2及び障害者総合支援法等の改正に伴うシステム改修費、補助率2分の1に係る増額をお願いするものでございます。

次に、下段の県負担金、1目民生費県負担金、補正額611万1,000円につきましては、先ほど国庫負担金で御説明をいたしました補装具給付申請の増に伴う障害者自立支援給付費負担金及び放課後デイサービス施設の利用者の増に伴う障害施設給付費等負担金の県費分の増額をお願いするものでございまして、県の負担率につきましては4分の1でございます。

次に9ページでございますが、基金繰入金の4目財政調整基金繰入金2,000万円につきましては、財源調整として基金を取り崩し繰り入れをするものでございます。

またその下、市債につきましては、地方債の補正で御説明をさせていただきましたとおり、旧本巢、旧本巢西保育園跡地を公園として整備するための実施設計費に合併特例債を充当するものでございまして、460万円の増額をお願いするものでございます。

次に10ページでございますが、ここからは歳出の事項別明細書でございます。主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

まず上段の総務費、総務管理費、5目財産管理費455万8,000円の増額につきましては、市の保有している公用車及び消防団車両合わせて107台に運行管理のためのドライブレコーダーを設置するための備品購入費をお願いするものでございます。

また、7目電算管理費68万6,000円の増額及び中段の戸籍住民基本台帳費398万6,000円の増額につきましては、歳入で御説明をいたしましたマイナンバー制度の改正等に伴い、システム改修費を計上するものでございます。

次に、下段の民生費、社会福祉費、3目障害者福祉費2,768万5,000円の増額につきましても、歳入で御説明をいたしましたマイナンバー制度及び障害者総合支援法の改正に伴うシステム改修に係る委託料の増額及び補装具給付費申請の増に伴う給付費並びに放課後デイサービス施設の利用者の増に伴う給付費の増額をお願いするものでございます。

また、4目老人福祉費249万3,000円の増額につきましては、マイナンバー制度の改正に伴い、もとす広域連合が行う介護保険システム改修経費の負担金をお願いするものでございます。

次に11ページでございますが、農林水産業費、農業費の3目農業振興費373万円の増額につきましては、イノシシ、鹿等の有害捕獲頭数の増によりまして、報償金及び委託料の増額をお願いするものでございます。

その下、土木費の公園費につきましては、地方債の借り入れにより財源更正を行うものでございます。

またその下、教育費、保健体育費の2目体育施設費426万7,000円の増額につきましては、8月の台風5号により席田北部公園の防砂ネットが大きく破損したということで、ネットを張りかえるための工事請負費をお願いするものでございます。予備費につきましては、収支を調整するため325

万8,000円を増額するものでございます。

以上、一般会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

議案第47号の補足説明を担当部長に求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、議案第47号 平成29年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

第2条ですが、収益的収入及び支出の総額については変更ございませんが、支出につきまして、1款1項営業費用の増額補正に対しまして営業外費用が減額となるため、その財源として組み替えをするものでございます。

第3条、資本的支出につきましては、その総額に162万5,000円を追加しまして、資本的支出の総額を6億7,907万3,000円とするものでございます。

続きまして、2ページをお開き願いたいと思います。

まず、収益的支出につきまして御説明を申し上げます。

1款1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正額269万6,000円につきましては、浄水場等の機械設備の緊急修繕の実施に伴いまして予算が不足するため、増額補正をお願いするものでございます。

5目の総係費、補正額156万6,000円につきましては、人事異動に伴います職員人件費が増額となったことによるものでございます。

同じく2項営業外費用、1目支払利息、補正額426万2,000円の減額につきましては、利率見直し方式で借入れをしました企業債の利率見直しに伴います支払い利息の減額でございます。

続きまして、資本的支出につきまして御説明をさせていただきます。

1款2項1目企業債償還金、補正額162万5,000円につきましては、利率見直し方式で借入れしました企業債の利率見直しに伴います企業債償還元金の増額によるものでございます。財源につきましては内部留保資金を充てるものでございます。

なお、実施計画明細書につきましては、最後の8ページに記載してございます。

以上、議案第47号の補足説明とさせていただきます。

日程第11 議員派遣について

○議長（鰐本規之君）

日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（鐔本規之君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

11月24日金曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会といたします。どうもお疲れさまでございました。

午前10時24分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 高 田 浩 視

署 名 議 員 寺 町 茂